

職員の仕事の宣誓に関する条例

昭和二十六年三月五日  
三重県条例第二号

改正 昭和二六年一〇月二六日三重県条例第四六号  
昭和二九年 六月三〇日三重県条例第五五号  
昭和三五年 八月一五日三重県条例第二三号

職員の仕事の宣誓に関する条例を、ここに公布する。

職員の仕事の宣誓に関する条例

（この条例の目的）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年十二月法律第二百六十一号）第三十一条の規定に基き、職員の仕事の宣誓に関し、規定することを目的とする。

（職員の仕事の宣誓）

第二条 新たに職員となつた者は、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。

（権限の委任）

第三条 この条例に定めるものを除く外、職員の仕事の宣誓に関し必要な手続については、任命権者が定めることができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行後三十日以内に新たに職員となつた者は、第二条の規定にかかわらず、この条例施行後三十日間は、宣誓を行う前においても職務を行うことができる。

附 則（昭和二十九年六月三十日三重県条例第五十五号）

この条例は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和三十五年八月十五日三重県条例第二十三号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の（中略）職員の仕事の宣誓に関する条例（中略）（以下「改正前の条例」という。）の規定により交付され、現に備え付け又は提出されている証票その他の書類は、この条例による改正後の（中略）職員の仕事の宣誓に関する条例（中略）（以下「改正後の条例」という。）の規定により交付され、備え付け又は提出されている証票その他の書類とみなす。
- 3 この条例施行前に改正前の条例の規定に基づいて調整した用紙は、改正後の条例の規定にかかわらず、当分の間なお使用することができる。

様式1（教育公務員、公安委員会の委員及び警察官を除くその他の職員）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として一部に偏することなく、誠実かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏

名<sup>㊟</sup>